

## 一宮研伸大学における障がい学生支援に関する基本方針

一宮研伸大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生が、その障がいによって修学上の不利益を被ることのないよう努めています。障がいの有無にかかわらず、合理的配慮を提供し、全学生が平等に修学することができる環境づくりに努めています。

### 1. 行動指針

- (1) 本学の全ての教職員及び学生は、障がいを理由とする修学上の差別解消に取り組むとともに、障がい学生が、障がいのない学生と平等に教育研究の活動、課外活動等に参加できるよう機会の確保に努めます。
- (2) 本学は、共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、全ての学生が相互の立場を尊重し、互いに学び合う教育環境の整備に努めます。
- (3) 本学は、障がいの有無にかかわらず、全ての学生が社会に貢献できる人材として成長できるよう修学の支援に努めます。

### 2. 不当な差別的取扱いの禁止

本学の教職員及び学生は、障がい学生及び障がいのある入学希望者に対して、正当な理由なく障がいに由来する不当な差別的取り扱いを禁止します。

### 3. 合理的配慮の提供

本学は、障がい学生及び障がいのある入学希望者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生及び障がいのある入学希望者の権利利益の侵害とならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的配慮を提供するよう努めます。

### 4. 相談実施体制の設置

本学は、全ての教職員が連携して、障がい学生及び障がいのある入学希望者の支援の実施及び調整に努めます。障がい学生及び障がいのある入学希望者、その関係者からの相談に応じるための相談窓口は、以下のとおりです。

- ・障がい学生支援委員会及び学務課
- ・入学希望者については、入学試験委員会及び入試広報室

### 5. 情報公開

本学は、障がい学生及び障がいのある入学希望者に対する支援の方針、相談体制等を、本学ホームページ等を通じて公開します。

### 6. 研修・啓発の実施

本学は、障がいを有とする不当な差別的取り扱いの解消を図るために、本学の教職員及び学生に対して必要な教育・啓発活動の実施に努めます。